(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、愛媛県立宇和島水産高等学校の専攻科(以下「宇和島水産高校専攻科」という。)に通う低所得世帯の生徒を対象に、愛媛県立宇和島水産高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科修学支援金」という。)を支給することにより授業料を支援し、宇和島水産高校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(専攻科修学支援金の支給)

- 第2条 知事は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が専攻科修学支援金の支給を決定した者(以下「受給者」という。)に対し、教育長が決定した額を支給する。
- 2 専攻科修学支援金は、受給者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。 (支給停止等)
- 第3条 知事は、教育長が専攻科修学支援金の支給の停止又は一時差止めを決定したときは、支給の停止又は一時差止めを行うものとする。
- 2 知事は、教育長が専攻科修学支援金の支給再開を決定したときは、支給を再開するものとする。

(専攻科修学支援金の返環)

第4条 知事は、教育長が、専攻科修学支援金の支給決定の全部若しくは一部を取り 消し、又は変更したときは、受給者に対し、専攻科修学支援金の全部又は一部の返 還を命ずるものとする。

(加算金)

第5条 受給者は、前条の規定により専攻科修学支援金の返還を命ぜられたときは、別に定める事由に該当する場合、その命令に係る専攻科修学支援金を授業料に係る債権の弁済に充てた日から納付の日までの日数に応じ、専攻科修学支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に 定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。